

第2回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会

日 時 令和5年9月14日（木）13：00～

会 場 大阪府庁別館6階 委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

- (1) ゲストスピーカーによる講演
「西成高等学校での取組み」 西成高等学校 山田 勝治 校長
- (2) 第1回専門部会を踏まえて
- (3) 柔軟な学びの実現に向けた方策

3 閉 会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方
検討部会 委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方
検討部会 第2回資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方
検討部会 運営要綱

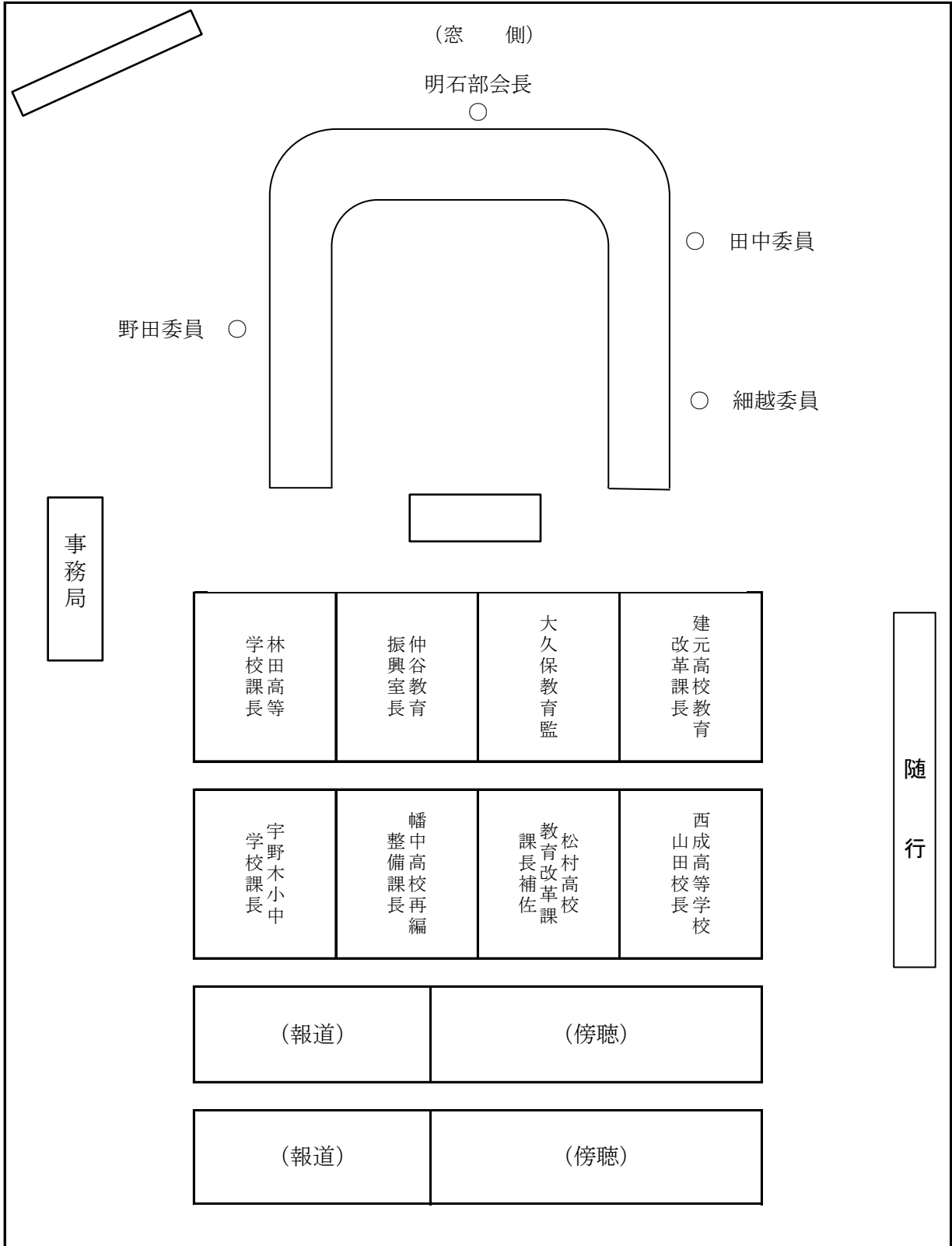
**第2回 大阪府学校教育審議会
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会
委員名簿兼出席者名簿**

(五十音順)

氏名	職名	分野	第2回部会
明石 一郎	関西外国語大学 短期大学部 教授	教育学	出席
田中 勝則	A'ワーク創造館 事業部 部長	キャリアデザイン 人材育成	出席
中井 好男	大阪大学大学院 准教授	日本語教育 多言語共生	欠席
野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事	特別支援教育	欠席
野田 正人	立命館大学大学院 特任教授	社会福祉学 教育心理学 臨床心理	出席
細越 浩嗣	高石市立高石中学校 校長	教育行政 義務教育	出席

第2回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 配席図

令和5年9月14日（木）
委員会議室（府庁別館6階）



大阪府学校教育審議会
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会
第2回資料

目 次

第1部

西成高等学校での取組み **1ページ**

第2部

第1回専門部会を踏まえて **19ページ**

第3部

柔軟な学びの実現に向けた方策 **25ページ**

第1部 西成高等学校での取組み

多様な生徒を支援する本校の取組



西成高校の軌跡



令和5年9月14日

大阪府立西成高等学校

山田勝治

Contents



- ① 「西成高校スタイル」の確立
- ② 「確立」から「進化」
- ③ 「現実」と「精神」
- ④ 「成果」と「課題」



I 西成高校スタイルの確立

① エンパワメント・スクール 改革① 2015～

35人学級

モジュール（30分授業）の「英国数」学び直し
小学3年生程度から+6クラス9展開+習熟度

しかし、厳しい生徒指導▶中途退学増





I 西成高校スタイルの確立

- ※ エンパワメント・スクール1年め・2年め
「多様な生徒」の入学急増
 - * 中学校支援学級在籍の生徒
(軽度の知的障がい・発達障がいのある生徒)
 - * 外国籍・外国ルーツの生徒
 - * 日本籍で日本語指導の必要な生徒
 - * 被虐生徒 (要対協・こども相談センターなど)
 - * LGBTQの生徒
 - * 児童養護施設から通学の生徒





I 西成高校スタイルの確立

② エンパワメント 改革② 2017～

「生徒生活支援会議」 (2022年から以下のスタイル)

毎週金曜日午前8時45分から45分間 (0限目) @校長室

気になる生徒情報共有と方針確定協議

(不登校・虐待・ネグレクト・家出・授業料等の滞納など)

校長・教頭・首席 (3名) 生徒指導課長・進路保障課長

教務学習課長・就労支援G長・人権教育推進室長

同外国ルーツ生徒担当・SSW・CC・SC

校内居場所カフェマスター・学年主任

自立支援教育室長・養護教諭・生徒生活支援室長



I 西成高校スタイルの確立

② エンパワメント 改革② 2017～

*生徒指導改革 規律指導緩める

▶▶▶▶▶▶ 平等ではなく公正

生徒指導にアセスメントの要素を強める

*生徒会育成 始業式・終業式の司会＋意見表明

▶▶▶▶▶▶ 制服の男女名称やめる。

例) 制服Aタイプ、制服Bタイプなど



2 「確立」から「進化」

③ エンパワメント改革 3.0

始業時間 9時35分

授業時間 45分授業

定期考査廃止

自己評価を重視する観点別評価

コミュニケーション・ウィーク

年2回担任との対話週間





2 「確立」から「進化」

③ エンパワメント改革 3.0

*地域連携本部 設置

地域連携コーディネータ（外部人材）

SC（毎日配置）、SSW（週1）

CC（適宜）



西成高校 地域連携本部

設置の目的

地域連携コーディネーターやSC・SSWなどの専門人材を校内に配置し、中学校や企業、NPO、行政などの多様で多数の地域資源を効果的に活用した連携のためのコーディネートを行うことで、西成高校がこれまで培ってきた教育活動や生徒支援のさらなる充実、発展をめざす。

地域学校協働活動による西成生への継続的支援の実現





3 「現実」と「精神」

- 生活費▶11%・食費▶ 18.5%・学校費▶ 7%
- 将来のため▶ 27% . . . □ アルバイト費用
- 一日一食▶ 8.5%
- 経済状態良くない▶ 16.3%
- p 不安のある学び
- 九九▶ 7.3%・地図▶ 30.8%・路線図▶ 37.9%
- p 授業のある日の放課後
- アルバイト▶ 43.8%
- 家事+家族の世話▶ 24%・ひとりで過ごす▶ 53.7%
- -----

2023年 生活と人権のアンケートより





3 「現実」と「精神」

小学校・中学校で不登校だった生徒（1年生） 41.2%

▶▶▶▶▶2023年 生活と人権のアンケートより

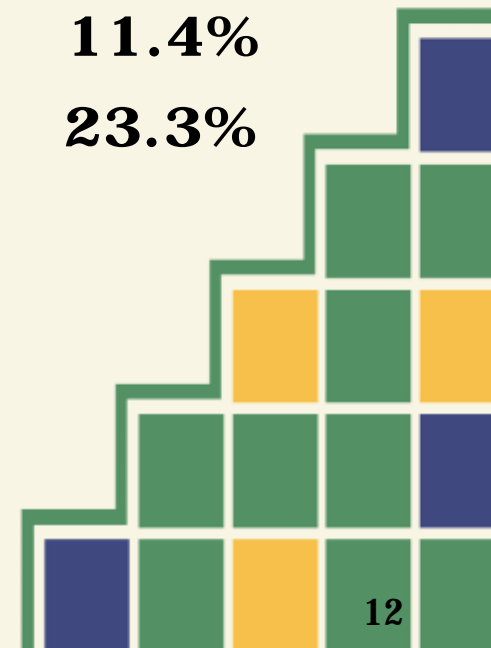
*虐待・ネグレクト・要対協ケア会議の記載 22.9%

*児童養護施設・里親 10.9%

*外国籍・外国ルーツ生徒 11.4%

*生活困窮世帯（生活保護・就学援助） 23.3%

▶▶中学校聞き取り情報（一学年分約5万字）





3 「現実」と「精神」

学校満足度▶90%・アルバイト両立▶70%
授業わかりやすい▶90%・発表の機会▶90%
学習評価納得▶90%・成長実感▶80%
人権福祉の学び▶90%
校長の話わかる▶86%

▶▶▶▶▶2022年 学校教育自己診断より





生徒の声

- わからないところが多くても、先生がじっくり教えてくれるし、先生が優しい。
- 先生と生徒の距離が近いので、相談しやすい。親身になって話を聞いてくれる。
- 朝ゆっくり始まるので、通学が楽です。
- となりカフェがゆっくりできて好き。
- 学び直し授業が分かりやすく、できないところができるようになった。
- 授業がおもしろい！
- 就職率が高い！100%って聞いたから。



3 現実と精神

育てたいのは、自信と勇気！
厳しい現実生きる生徒が「学校好き」になるために

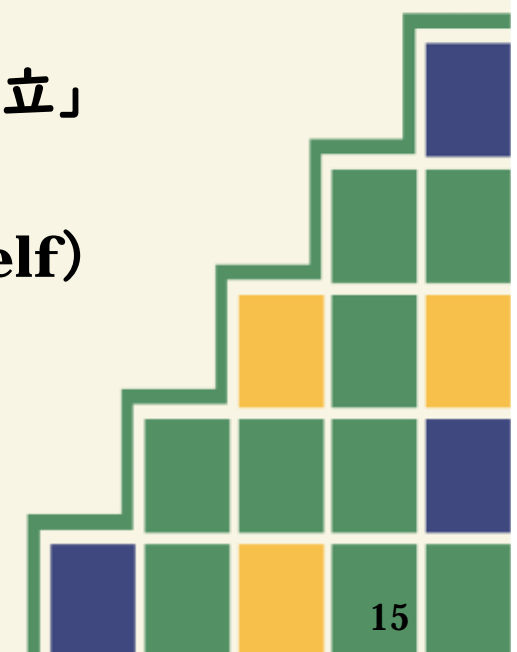
①三つの自立

「生活的自立」「社会的自立」「職業的自立」

②二つのリスペクト

自分をあきらめない (respect yourself)

他人を見下さない (respect others)



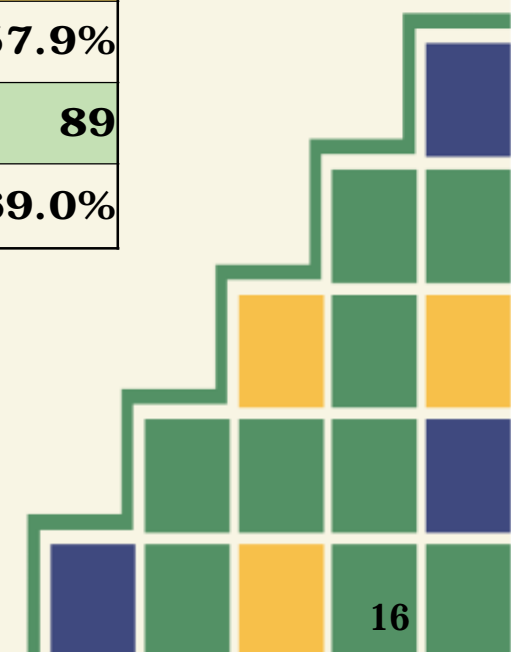


4 成果と課題

	小学校	中1	中2	中3	不登校ない
1年	25	31	45	39	107
	13.7%	17.0%	24.7%	21.4%	58.8%
昨年1年	27	29	42	37	95
	16.5%	17.7%	25.6%	22.6%	57.9%
2年	17	16	22	21	89
	13.2%	12.4%	17.1%	16.3%	69.0%

不登校経験

2023年 生活と人権アンケートより





4 成果と課題

2年の実数と昨年1年生の実数を比較すると

「不登校ない」は95人→89人（進級率94%）

不登校の時期別に進級率をみると、

小学校（63%）、中1（55%）、中2（52%）、中3（57%）である。

▶▶▶▶▶エンパワメント改革3.0で随分成果を上げることができているが、このデータが示す課題がある。



魅力ある「しかけ」を体感！

お申し込みは
こちらから！

オープンスクール



学校紹介プレゼン 四度真夏の魅力とは？
生徒と授業を存じてみよう！

12種類の授業体験

特色のある
授業を通して
学ぶ体験を！

第3回 10/28 (土) 第4回 12/9 (土) 第5回 1/13 (土)

国語 説明力を身につけよう！

英語 戦略と攻略 ゲーム楽しく学ぼう！

外国語 Let's enjoy English!

地理 桃太郎電鉄 ～日本でおもしろい～

理科 ピーナッツのカロリーを求めよう！

福祉 10月 模擬体験でお買い物 12月 手話を学ぼう

芸術 モダンテクニクに挑戦 茶注 フォントでおにぎりを作ろう

体育 10月 アルティメット体験 12月 インディアカ体験

体育 シールステッカーを作ろう 他 個別相談会も開催

部活動 軽音楽・放送・パソコン・工芸・書道・家庭科・漫画研究・ボランティア 他

ともて学び、ともて育む。

知的障がい生徒自立支援コース併設

授業見学を希望される方は
ホームページで日程をご確認
のうえお申し込みください

回り道は、近道だったりする。

2024 ステップスクールへ リニューアル！

西成高校

南海汐見橋線「津守駅」すぐ／入場無料（予約制）

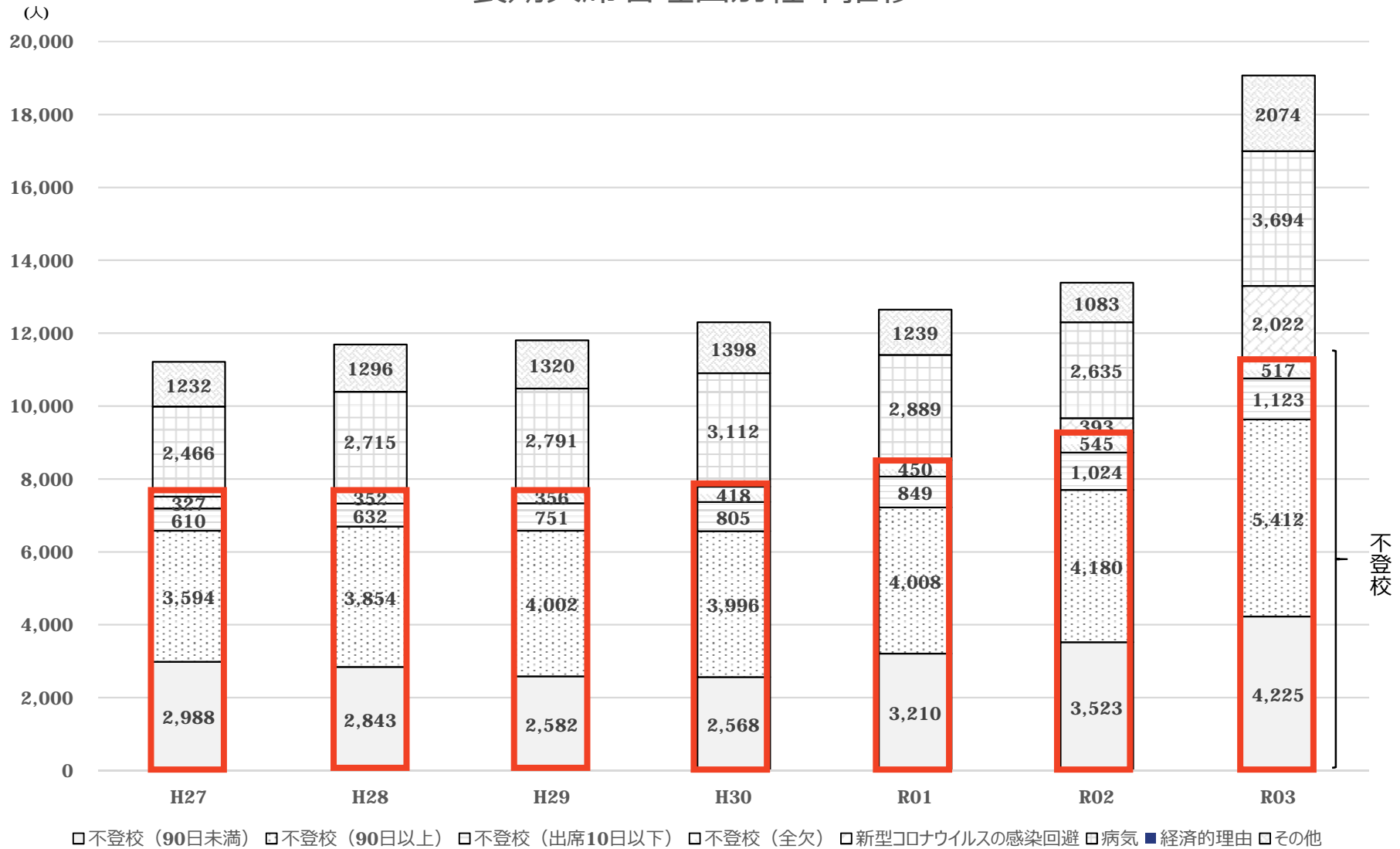
※ プログラムの内容は、変更になる場合があります



第2部 第1回専門部会を踏まえて

1 大阪府内中学校 長期欠席の状況（経年変化）

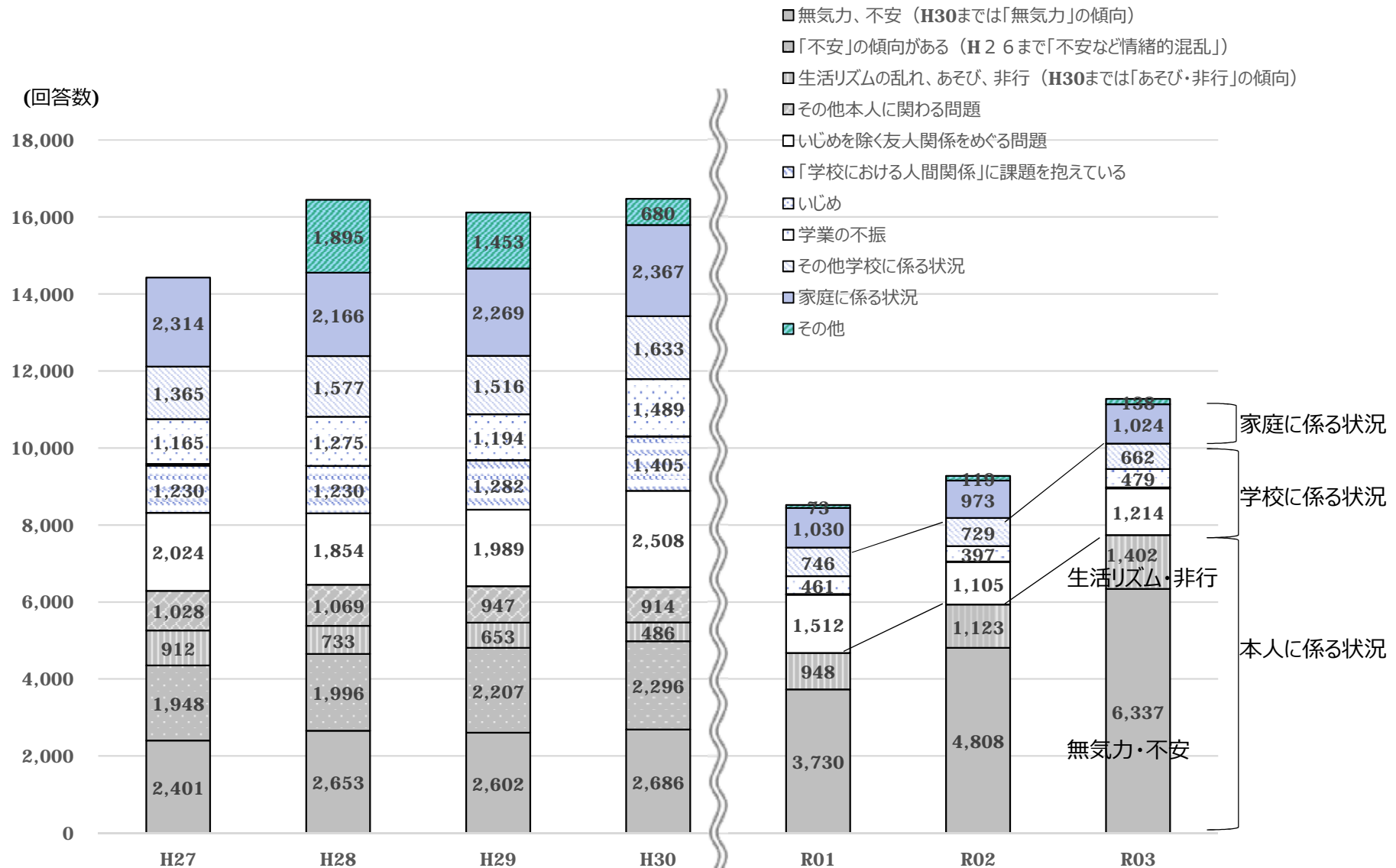
長期欠席者理由別経年推移



長期欠席の定義

- ・R1年度調査まで：欠席日数+校長が出席扱いとした日数→30日以上
- ・R2年度調査から：欠席日数+校長が出席扱いとした日数+出席停止・忌引き等の日数→30日以上

2 大阪府内中学校 不登校の要因（経年変化）



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 ※H30年度までは複数回答、R1度からは主要な要因のみ回答

2 大阪府内中学校 不登校の要因（経年変化）

区 分		府 内 中 学 校						
		H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
学校に係る 状況	いじめ	42	1	5	7	17	18	21
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	2,024	1,854	1,989	2,508	1,512	1,105	1,214
	教職員との関係をめぐる問題	159	197	178	176	102	105	120
	学業の不振	1,165	1,275	1,194	1,489	461	397	479
	進路にかかる不安	189	281	266	348	95	89	81
	クラブ活動，部活動等への不適応	130	153	121	123	68	51	36
	学校のきまり等をめぐる問題	478	466	396	393	131	101	102
	入学，転編入学，進級時の不適応	409	480	555	593	350	383	323
家庭に係る 状況	家庭の生活環境の急激な変化	-	-	-	-	244	207	273
	親子関係をめぐる問題	-	-	-	-	634	548	552
	家庭内の不和	-	-	-	-	152	218	199
	家庭に係る状況（R01より細分化）	2,314	2,166	2,269	2,367	-	-	-
本人に係る 状況	「学校における人間関係」に課題を抱えている	1,230	1,230	1,282	1,405	-	-	-
	生活リズムの乱れ、あそび、非行 （H30までは「あそび・非行」の傾向）	912	733	653	486	948	1,123	1,402
	無気力、不安（H30までは「無気力」の傾向）	2,401	2,653	2,602	2,686	3,730	4,808	6,337
	「不安」の傾向がある （H26まで「不安など情緒的混乱」）	1,948	1,996	2,207	2,296	-	-	-
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも 該当しない，本人に関わる問題	1,028	1,069	947	914	-	-	-
その他	-	1,895	1,453	680	73	119	138	
計		14,429	16,449	16,117	16,471	8,517	9,272	11,277

3 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）卒業後の進路について

●京都市立洛風中学校

	R2年度	R3年度	R4年度
公立高校全日制	3	3	1
公立高校定時制	9	3	3
公立高校通信制	0	0	0
私立高校全日制	1	3	4
私立高校通信制	1 1	1 4	1 3
その他	0	0	1
計	2 4	2 3	2 2

所在地 京都市中京区

定員 40名程度

活動時間 9:30-15:20

特色
 ・柔軟で特色のある教育課程を
 独自で編成
 ・年間総授業時間数770時数

●京都市立洛友中学校（昼間部）

	R2年度	R3年度	R4年度
公立高校全日制	0	0	0
公立高校定時制	3	4	2
公立高校通信制	0	1	0
私立高校全日制	1	0	2
私立高校通信制	5	4	5
その他	0	2	0
計	9	1 1	9

所在地 京都市下京区

定員 15名程度

活動時間 13:30-18:15

特色
 ・柔軟で特色のある教育課程を
 独自で編成
 ・年間総授業時間数770時数
 ・夜間部併設により、世代や国籍を
 超えて、ふれあい、学び合う

4 大阪府内 学びの多様化学校設置にむけた動き

■ 大阪市立心和中学校（昼間部）の概要（文科省協議中）

- ・不登校生徒を対象とする昼間部に加え、夜間部いわゆる夜間学級を併設
- ・不登校または不登校傾向の生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育
- ・生徒一人ひとりの選択肢の幅を広げ、自己実現の支援と、自他ともに認め合い、尊重し合い、ともに高め合う生徒の育成をめざす

開校	令和6年4月（旧大阪市立日東小学校跡地(浪速区)に開校）
対象生徒	<p>大阪市立中学校または義務教育学校後期課程に在籍し、不登校または不登校傾向にあり、登校意欲がある生徒のうち、次の全ての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍校での支援に加え、教育支援センターやフリースクール等の支援を受けているものの、在籍校への登校が困難な者 ・心和中学校の教育課程を理解したうえで、本人、保護者ともに転入を希望する者 ・心和中学校で卒業まで学習を進めていくことを希望する者（元の在籍校への転学は原則認めない） ・保護者の責任のもと、安全な登下校が可能な者 ・心和中学校への転入により、環境を変えることで登校が可能になると在籍校長に判断された者 ・教育委員会事務局により、心和中学校への転入が適当であると判定された者
受入	<p>昼間部（登校支援を実施） 年間2回 前期（4月）：2・3年生 後期（10月）：全学年 年間受入れ予定人数 70人程度（前期は30人程度）</p>
学級数	3学級 各学年1学級
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・午後から教育活動を実施。教科学習に限らず、生徒の興味関心に応じた学習を支援 ・総合的な学習の時間を増、それ以外は減。 ・各学年の総授業時数は770時間（標準授業時数1015時間）
その他	登校支援室（不登校対策の拠点）を併設

第3部 柔軟な学びの実現に向けた方策

1 これまでの大阪府の取組み

	現 状	取組み・特徴	課 題																																						
昼間の高校	<p>・不登校経験者等の割合（入学生） 各校の把握状況による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学校</th> <th>不登校</th> <th>配慮※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通科</td> <td>A校</td> <td>4.6%</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>B校</td> <td>4.7%</td> <td>24.0%</td> </tr> <tr> <td>C校</td> <td>26.7%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>D校</td> <td>2.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合 学科</td> <td>E校</td> <td>1.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>F校</td> <td>3.3%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ES</td> <td>G校</td> <td>11.2%</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>H校</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昼間 定時制</td> <td rowspan="2">I校</td> <td>I部</td> <td>19.5%</td> <td rowspan="2">18.1%</td> </tr> <tr> <td>II部</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配慮：障がい等により配慮を要すると学校が判断している生徒割合</p>		学校	不登校	配慮※	普通科	A校	4.6%	8.8%	B校	4.7%	24.0%	C校	26.7%	12.3%	D校	2.0%	0.0%	総合 学科	E校	1.7%	6.3%	F校	3.3%	0.8%	ES	G校	11.2%	28.8%	H校	9.7%	6.3%	昼間 定時制	I校	I部	19.5%	18.1%	II部	43.2%	<p>＜普通科・総合学科での取組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高校生活支援カード」の導入（全校） ・SC配置（全校）、SCSVによる支援 ・SSW配置（85校）、SSWSVによる支援 ・中退防止コーディネーター教員の配置（22校） ・居場所の設置（11校） <p>◆エンパワメントスクール（ES） 上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学び直しのカリキュラム ・社会人基礎力等を身に付ける「エンパワメントタイム」 <p>◆昼間定時制 上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・II部は原則午後からの授業 <p>◆ステップスクール R6年度改編 上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC常駐化 ・30人学級 ・体験型授業など特色あるカリキュラム <p>子どもたち一人ひとりのペースに合わせて成長を支える学校として、一定の役割</p>	<p>・これまでの取組みで十分不登校経験者や要配慮生徒に対応できているのか</p> <p>【制度的な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校及び授業への出席が前提 → 通信併修に制約あり ・週当たりの授業時数は30単位時間（全日制） → 始業時間等の柔軟な対応に制限あり
	学校	不登校	配慮※																																						
普通科	A校	4.6%	8.8%																																						
	B校	4.7%	24.0%																																						
	C校	26.7%	12.3%																																						
	D校	2.0%	0.0%																																						
総合 学科	E校	1.7%	6.3%																																						
	F校	3.3%	0.8%																																						
ES	G校	11.2%	28.8%																																						
	H校	9.7%	6.3%																																						
昼間 定時制	I校	I部	19.5%	18.1%																																					
		II部	43.2%																																						
夜間定時制の課程	<div style="background-color: #e0ffe0; padding: 10px; border: 1px solid #ccc;"> 次回の部会で審議予定 </div>																																								
通信制の課程																																									

2 国の動き

高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ（令和5年8月31日）

- u 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方
- u 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方
- u 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

「全日制・定時制・通信制の望ましい在り方（具体的方策）」（抜粋）

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保	
遠隔授業・通信教育の活用	不登校生徒の学習機会の確保に向けて、合計 36 単位の範囲内において ・同時双方向型の遠隔授業の受講を可能とする制度改正 ・オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、学びの多様化学校の指定を受けずとも活用可能とする制度改正
柔軟な履修・修得を認める運用	授業時数 2/3 以上の出席など出席要件を満たせなかった場合でも、柔軟に履修・修得を認める運用となるよう周知・促進
学びの多様化学校の設置促進	学びの多様化学校の設置促進、申請の簡略化
校内教育支援センターの設置促進等	学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センターの設置促進等
欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高等学校に進学することができる環境整備	自宅等での学習成果の成績への反映を促す制度改正
公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進	
公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進	・遠隔教育や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築し、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応 ・学期ごとの単位認定や単位制への移行を検討

3 野田委員ご講話

「不登校の現状と対応の考え方」

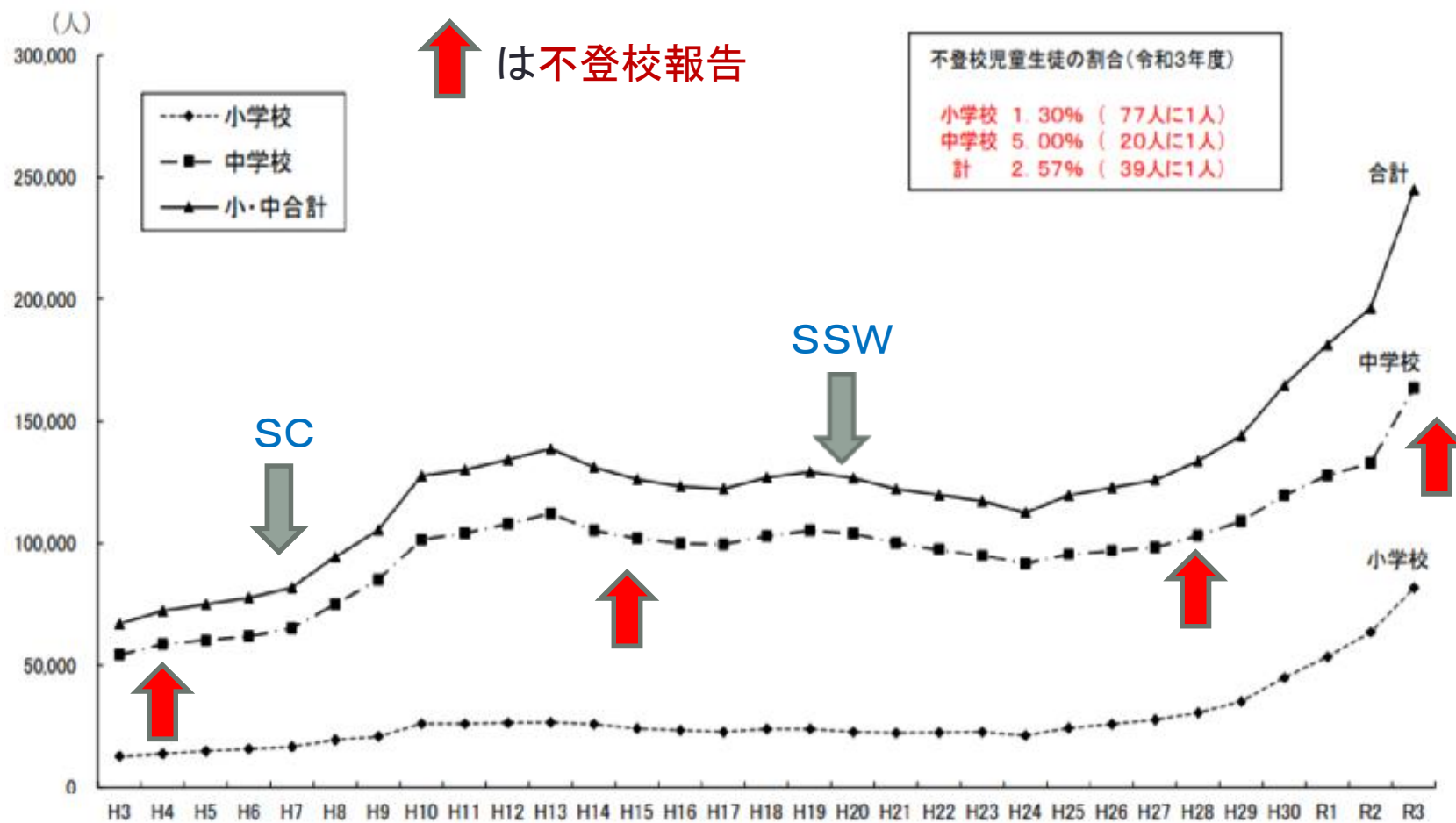


不登校の現状と対応の考え方

立命館大学大学院 野田正人

<参考2> 不登校児童生徒数の推移のグラフ

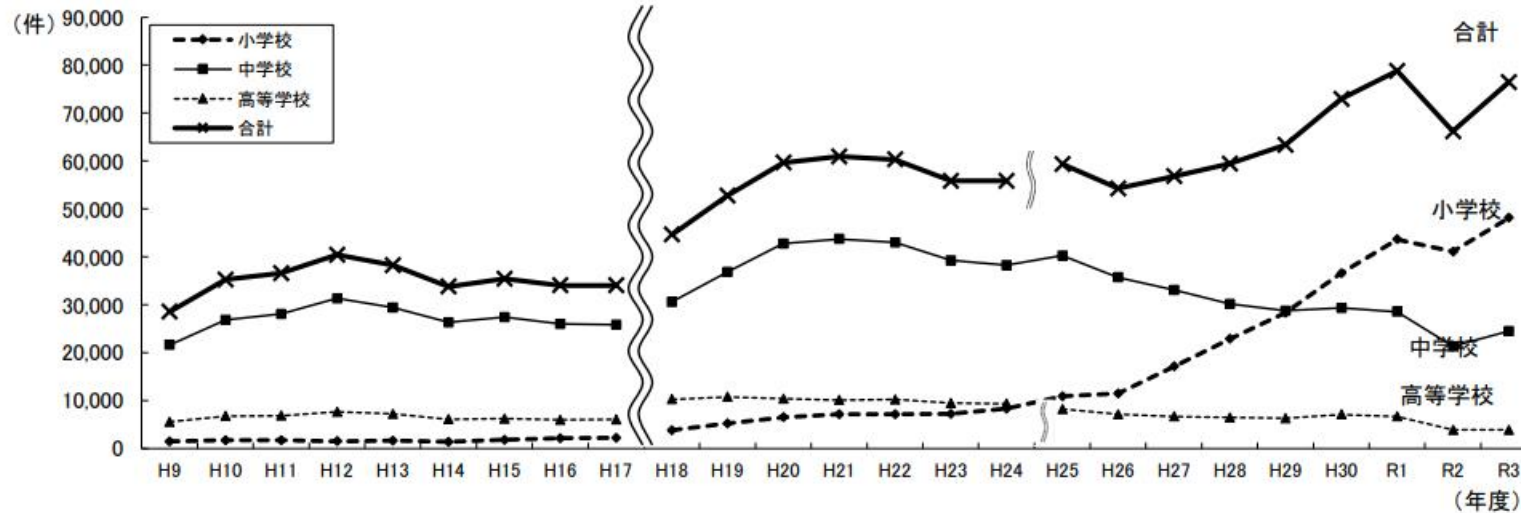
R3年



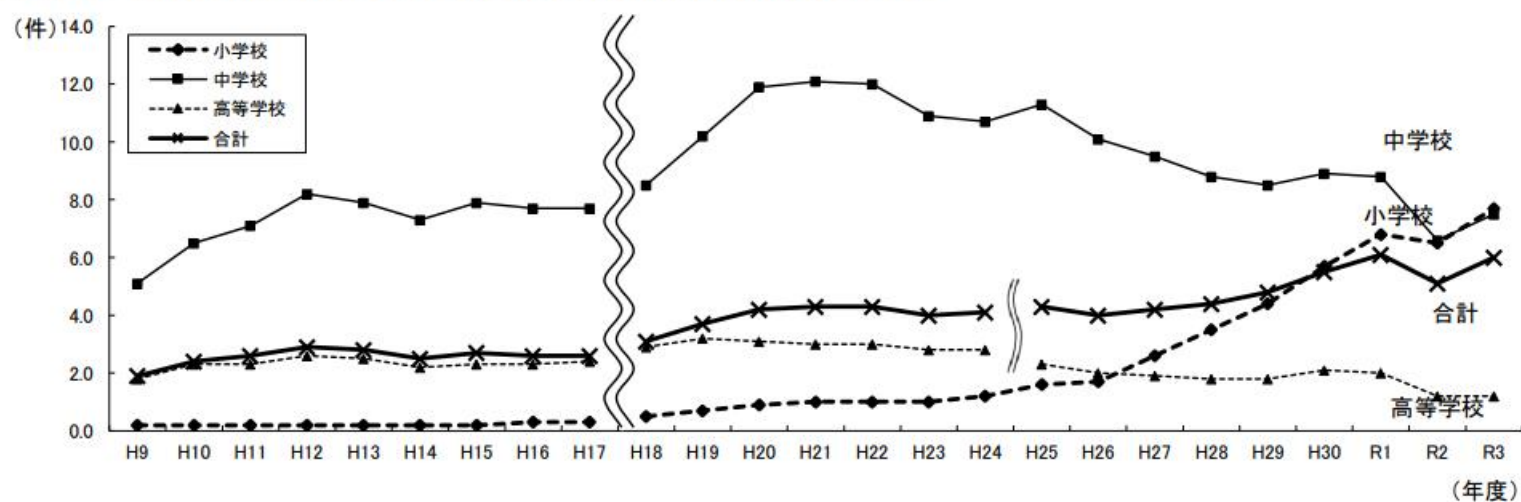
校内暴力の推移

R3年

<参考2> 暴力行為発生件数の推移グラフ



<参考3> 暴力行為発生率(1,000人当たりの暴力行為発生件数)の推移グラフ



(平成28年報告)一人一人の多様な課題に対応した 切れ目のない組織的な支援

- 一人一人の ⇒ 個別性の原則 ・ 集団教育との調整
 - 多様な課題に ⇒ 心の課題だけでなく、多様な課題の理解
 - 対応した ⇒ 児童生徒理解に基づいた支援「生徒指導提要」
 - 切れ目のない ⇒ 学年をまたぎ、学校種をまたぎ、学校内外をつなぐ ⇒ この延長に多様な高校や進路
 - 組織的な支援 ⇒ チーム支援 特にSC・SSWとの連携
- ★ アセスメントに基づいた、組織的支援を行う。
「児童生徒理解・支援シート」の引き継ぎ(小学校1年から高校4年まで)

不登校は、ただちに問題行動とはしない（機会均等法）

学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況は、「何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）とする」

不登校前後の長欠理由は、**病気、貧困、障がい**。

そのうち、障がいは、S54 養護学校義務化で解消。

- その結果、制度的には、**年間30日以上欠席、病気と経済的理由は除外された**、心理的には学校に足が向かない
学校恐怖症 学校嫌い、登校拒否 ⇒ 不登校 H4
昭和の終わりから増加した、**ニュータイプ**。

解題 義務教育機会確保法 の下で

- 不登校の増加 以前に長期欠席の増加
⇒ 長期欠席の一部(だいたい6割が不登校)

	長期欠席	うち 不登校	
令和2	287,747	196,127	(68.2%)
令和3	413,750	244,940	(59.2%)
増加	126,003	48,813	

(小中 全国 自治体によって5割から7割)

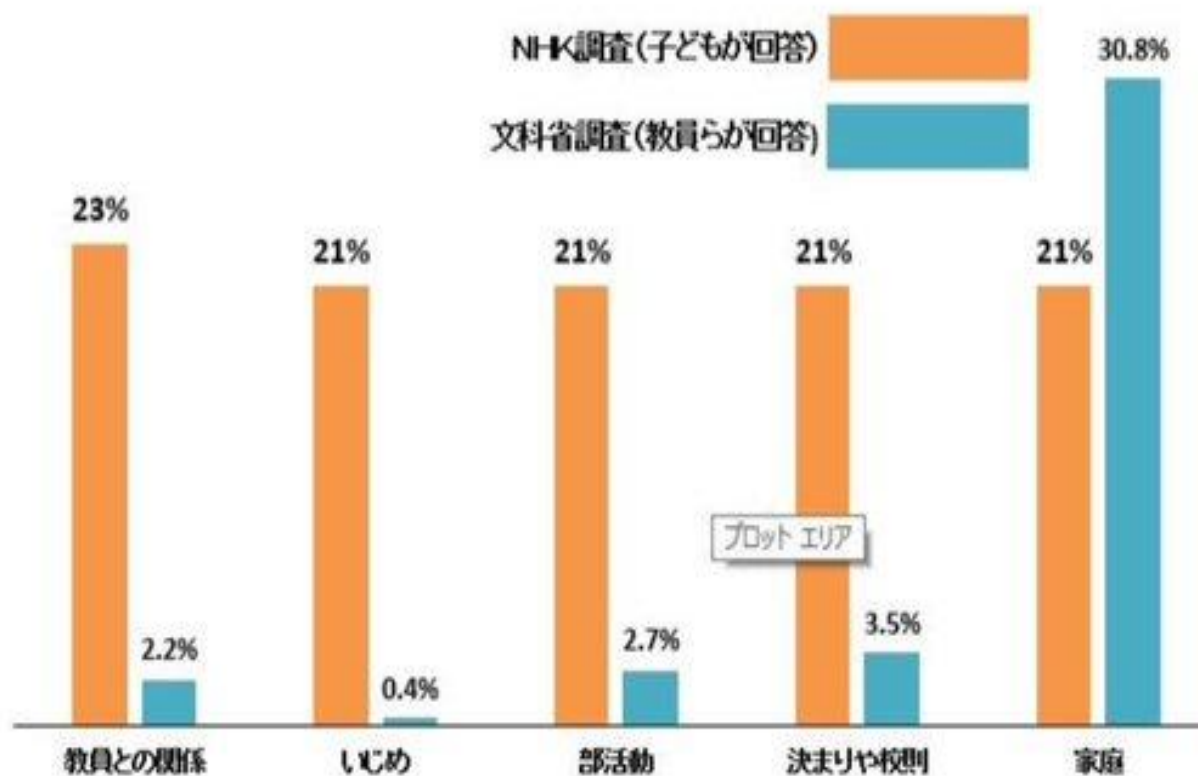
- 特に平成24・25年ころからの急増と コロナ期の加速
★ 不登校の要因の半数以上が 無気力とされるが。
⇒ 不登校の要因説明資料 参照

学校の見立てを検討する

2018年NHKのLINE調査

不登校の要因に関するNHK調査と文科省調査の比較

(編集部作成)



令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要

頁 4

2020年文科省特別調査

I 調査の趣旨

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第16条において、「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努める」とされていることを踏まえ、不登校児童生徒への更なる支援の充実等について検討する上での基礎資料とするもの。

II 調査対象期間 令和2年12月1日～令和2年12月28日（令和3年1月19日まで回収分を集計）

III 調査対象

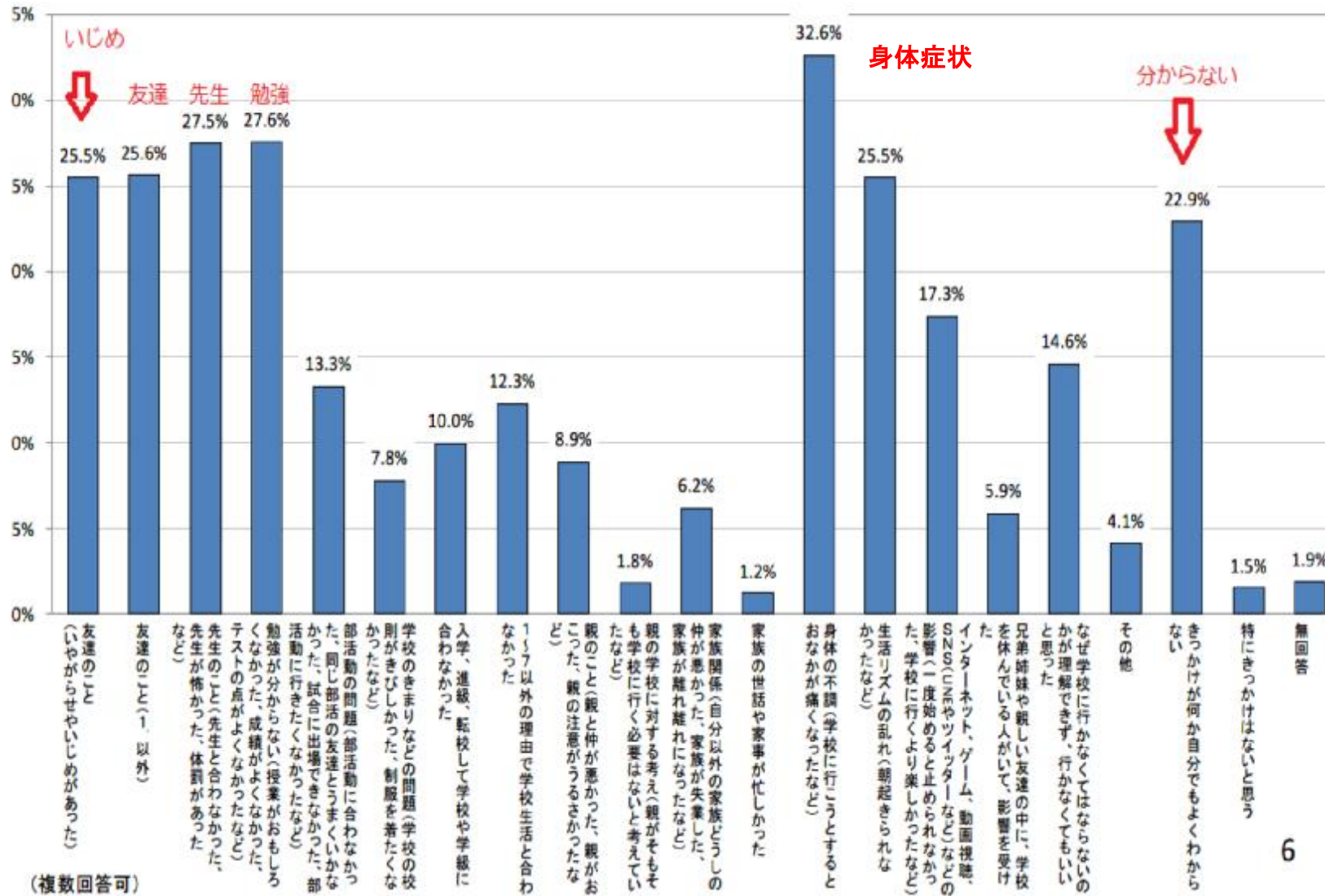
調査時点において、調査への協力が可能と回答のあった対象学校に通う小学校6年生又は中学校2年生で、前年度（令和元年度）に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者

IV 調査方法

調査対象校から調査対象児童生徒及び保護者への調査票の配付及び調査対象児童生徒及び保護者から調査実施業者への直接送付

【中学校】

2020文科省不登校実態調査



1 不登校児童生徒の個々の状況

- 「最初に学校に行きづらいと感じ始めたきっかけ」（複数回答）は「先生のこと」（小学生30%、中学生28%）、「身体の不調」（小学生27%、中学生33%）、「生活リズムの乱れ」（小学生26%、中学生26%）、「友達のこと」（小学生25%、中学生26%）など、特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐にわたる結果となった。
- 「学校を休んでいる間の気持ち」（複数回答）は、「ほっとした・楽な気持ちだった」（小学生70%、中学生69%）、「自由な時間が増えてうれしかった」（小学生66%、中学生66%）が一定の割合を占めた一方で、「勉強の遅れに対する不安があった」（小学生64%、中学生74%）、「進路・進学に対する不安があった」（小学生47%、中学生69%）「学校の同級生がどう思っているか不安だった」（小学生64%、中学生72%）と回答した割合も高く、不登校児童生徒が抱える様々な不安が明らかとなった。また、「学校を多く休んだことに対する感想」（単一回答）は、「もっと登校すればよかったと思っている」（小学生25%、中学生30%）、「しかたがなかったと思う」（小学生17%、中学生15%）「登校しなかったことは自分にとってよかったと思う」（小学生13%、中学生10%）であり、欠席していた期間の意義の捉え方がそれぞれに異なることが分かった。

- 1) 保護者から回答を得た「欠席時の子どもの状況」（複数回答）について、約半数に「極度に落ち込んだり悩んだりしていた」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあつた」などが見られ、精神・身体面の不安定な状況がうかがえる。また、保護者による「子どもとのかかわり」（複数回答）では、約8～9割の保護者が「日常会話や外出など、子どもとの普段の接触を増やした」「子どもの気持ちを理解するよう努力した」と回答した一方で、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「子どもにどのように対応していいのかわからなかった」との回答も多く、保護者が抱える不安や困難が明らかとなった。

2) 児童生徒の状況に応じた多様な支援の必要性

- 1) 「相談しやすい方法」（複数回答）では、「直接会って話す」（小学生49%、中学生46%）「メールやSNS」（小学生29%、中学生42%）といずれの手段も高い割合だった。なお、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが明らかとなった。

- 「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」（複数回答）について、「ある」と回答があった児童生徒のうち、「勉強が分からない」（小学生31%、中学生42%）との回答が最も高い割合であった。また、「学校に戻りやすいと思う対応」（複数回答）では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生11%、中学生13%）が一定の割合を占め、学習支援の重要性が示唆される。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）」（複数回答）では、「特になし」（小学生56%、中学生57%）が多くを占め、特に180日以上欠席した児童生徒ではその傾向が顕著であった。また、保護者からの回答では、「支援機関等の対応への評価」（単一回答）において、「教育支援センター（適応指導教室）等の公的支援機関」について「利用できる環境であるが利用していない」（小学生29%、中学生34%）が一定数を占めており、支援の必要を認識していないことや、相談先が分からないことなどから支援につながっていないと考えられる児童生徒や保護者への、相談窓口の周知やアウトリーチ型支援が必要である。

最初のきっかけ以外として、「勉強が分からない」が高率。
いずれも分散が顕著であり、見極め（アセスメント）が不可欠

不登校支援の在り方

- 第3回 不登校報告(平成28年)
 - 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年)
 - 児童生徒の教育相談の充実について(平成29年)
 - 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(令和元年10月)
 - 第4回 不登校報告(令和4年)
 - 生徒指導提要(令和4年12月) [生徒指導・教育相談の基本書](#)
 - 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)
(令和5年3月)
- ★ いずれも 学校風土を整備(見える化)し、チーム学校でのアセスメント(適切な児童生徒理解)に基づいた、多様な学びの場を活用して、学びの保障を行う。また、要保護児童(一部のヤングケアラなどを含む)などの生活課題がある場合には、適切な支援機関と連携することなどをもとめている。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

令和元年10月25日

★ 学校の対応

1. チーム学校での対応
2. 早期支援の重要性
3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント
4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力
5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け
6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫
7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制
8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

★ 教育支援センター, 不登校特例校, フリースクールなどの民間施設, ICT など, 多様な教育機会を確保

★ 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中，高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について，これを適切に評価することが望まれること。

また，国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について，やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう，不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め，様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり，中学校卒業後に進学も就労もしていない者，高等学校へ進学したものの学校に通えない者，中途退学した者等に対しては，多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また，関係行政機関等が連携したり，情報提供を行うなど，社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援(夜間中学校 略)

アセスメント(見立て)の大切さ

- 生徒指導提要 H22年文科省
- チーム対応と、アセスメント(児童生徒理解)の強調
- ⇒ 改訂『生徒指導提要』ではアセスメントの方法まで記述。
生物心理社会(BPS)モデルを例示。
- 「どのような行動にも理由がある」
- 何が起きているのかを分析して、有効な対応を工夫する。
- アセスメントは情報を多角的に「収集」して、系統立てて「分析」する。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

困難をかかえる生徒への支援の在り方(私見)

- このところ、対応のメニューを増やす話を中心であるが、当事者には複雑で適切な選択が難しいため、それをサポートする**コンサルジュ**が必要。
- 「一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援」の実現
そのため、義務教育段階での困難の理解(アセスメント)が**引き継がれ**、
高校段階で、適切に**再アセスメント**され、**チーム学校**で支援される。
そのためにも、SCやSSWの専門性も加味した、組織的対応の充実。
⇒ 「児童生徒理解・支援シートの設定」
- 不登校は時代により、意味が変わり、今後なお変化する可能性があるため
ハード、ソフト、そして特に担い手の教職員の**専門的柔軟性**が不可欠。
- 学校として対応することは、居場所にとどまらず、「**学び**」であり、学校だけで困難な自立や生活課題は、適切に**関係機関と共同**できる体制が必要。

4 今後の方向性

■ 各学校における支援の充実

(共通した支援体制)

- ü 義務教育段階でのアセスメントの適切な引継ぎ、高校段階での最適な再アセスメント
- ü **SC**、**SSW**等の専門性を活かしたチーム学校としての組織的対応の充実
- ü **SSW**を中心とした外部福祉機関等との連携

(主に不登校生徒支援)

- ü 生徒一人ひとりの状況に応じた支援・提案を行う、コンシェルジュ（調整役）の検討
- ü 不登校に対する教員の理解・専門性の向上

(主に要配慮生徒支援)

- ü 支援学校センター的機能や支援教育サポート校の積極的な活用
- ü 通級による指導の充実（自校通級に加え、他校通級やオンライン活用等の検討）

■ 新たな制度としての充実

- ・登校及び授業への出席が 前提
→ 通信併修に制約あり
- ・週当たりの授業時数は**30**単位時間（全日制）
→ 始業時間等の柔軟な対応に制限あり



- ・大阪独自の「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の設置検討
- ・オンラインによる他校開講科目の履修など国の動きを踏まえた各校での学びの柔軟化

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号
昭和五二年六月一三日教委規則第八号
昭和五四年十一月五日教委規則第八号
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号
昭和六三年四月一日教委規則第二号
平成四年三月三十一日教委規則第八号
平成一一年三月三十一日教委規則第二号
平成一二年七月四日教委規則第一六号
平成一八年三月三十一日教委規則第四号
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号
平成二三年三月二八日教委規則第三号
平成二四年三月三〇日教委規則第三号
平成二四年十一月一日教委規則第三五号
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号
令和二年一二月一一日教委規則第一七号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）
第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。
(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五一年教委規則第六号）

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五六年教委規則第二号）

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則(昭和43年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会(以下、「審議会」という。)に設置する、多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会(以下、「部会」という。)に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(部会)

第2条 部会は、大阪府立高校における生徒や保護者のニーズの多様化を踏まえた学習機会の保障について調査審議する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高校教育改革課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行し、令和5年8月16日から適用する。